

現 行	見直し項目(追加等)
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第1 滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>第2 滋賀県地域防災計画各編との整合性</p> <p>第3 計画の補正</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>第4節 計画の基礎とするべき災害の想定等</p> <p>第1 滋賀県の地域特性等</p> <p>第2 前提となる事態(計画の基礎とするべき災害)の想定</p> <p>第3 予測される影響等</p> <p>第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域</p> <p>第6節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置</p> <p>第7節 市町防災計画の作成、修正に対する協力</p> <p>第8節 防災関係機関の事務または業務の大綱</p> <p>第9節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策</p>	<p>第4 市町地域防災計画との関係</p>
<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 原子力事業者の防災業務の把握</p> <p>第1 原子力事業者防災業務計画に関する協議</p> <p>第2 防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>第3 立入検査と報告の徴収</p> <p>第3節 原子力防災専門官との連携</p> <p>第4節 情報収集・連絡体制等の整備</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第2 情報の分析整理</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <p>第4 モニタリング体制等</p> <p>第5節 災害応急体制の整備</p> <p>第1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備</p> <p>第2 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第3 応援協力体制等</p> <p>第4 専門家の確保等</p> <p>第5 自衛隊派遣要請体制</p> <p>第6節 住民等への情報伝達・相談体制の整備</p> <p>第1 情報提供項目</p> <p>第2 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備</p> <p>第3 災害時要援護者への情報伝達</p> <p>第4 メディアの活用</p> <p>第5 相談窓口の整備</p> <p>第7節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発</p> <p>第8節 防災業務関係者に対する研修</p> <p>第9節 防災訓練の実施等</p> <p>第1 訓練計画の策定および実施</p> <p>第2 総合的な防災訓練への参加</p>	<p>第2 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>第4 広域緊急援助隊</p> <p>第5 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊</p> <p>第6 広域的応援等連携協力体制</p> <p>第7 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制</p> <p>第8 モニタリング体制等 (第2章第4節からの移動)</p> <p>第9 緊急時の公衆の被ばく線量の実施体制の整備</p> <p>第6節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第1 避難計画の作成</p> <p>第2 避難所等の整備</p> <p>第3 災害時要援護者等の避難誘導等・移送体制の整備</p> <p>第4 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>第5 警戒区域を設定する場合の計画の策定</p> <p>第6 避難所・避難方法の周知</p> <p>第7節 飲料水の難収容活動体制の整備</p> <p>第1 飲食物の摂取制限に関する体制整備</p> <p>第2 農林水産物の採取および出荷制限等に関する体制</p> <p>第3 飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>第8節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第1 交通管理体制の整備</p> <p>第9節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備</p> <p>第1 救助・救急活動用資機材の整備</p> <p>第2 医療活動用資機材および緊急時被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>第3 防災業務関係者の安全確保のための防護資機材の整備</p> <p>第10節 物資の調達、供給活動</p> <p>第12節 行政機関の退避計画および業務継続計画の作成</p> <p>第3 実践的な訓練の実施と事後評価</p>

第3章 災害応急対策	
第1節 基本方針	
第2節 情報の収集・連絡および影響の把握	
第1 緊急時や特定事象発生情報等の連絡	
第2 応急対策活動情報の連絡等	
第3 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動	
第4 地震発生時の連絡等	
第5 緊急時モニタリング	
第3節 活動体制の確立	
第1 動員体制	
第2 警戒配備時の活動体制	
第3 緊急通報時受信時の活動体制	
第4 特定事象発生時の活動体制	
第5 原子力緊急事態宣言発出時の活動体制	
第6 原子力災害合同対策協議会との連携	
第7 専門的支援の要請	
第8 応援要請および職員の出向要請等	
第9 自衛隊原子力災害派遣要請計画	
第10 防災業務関係者の安全確保	
第4節 住民等への情報伝達・相談活動	
第1 住民等への情報伝達活動	
第2 住民等からの問い合わせに対する活動	
	第10 原子力災害被災者支援チームとの連携

第5節 退避および避難計画	第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動
第1 計画の方針	第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動実施
第2 避難等に関する指標	第2 避難場所
第3 避難等措置の実施主体	第3 住民に対するスクリーニングの実施
第4 飲料水、飲食物および生活必需品の供給	第4 安定ヨウ素剤の予防服用
第5 屋内退避	第5 災害時要援護者に対する配慮事項
第6 コンクリート屋内退避	第6 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置
第7 避難	
第8 災害時要援護者に対する配慮事項	第6節 治安の確保
第9 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応	
第6節 緊急輸送活動	
第1 緊急輸送活動	第9節 救助・救急対策計画
第2 緊急輸送のための交通確保	第1 計画の方針
第7節 飲食物の摂取制限等	第2 救助・救急対策（関係市町の措置、関係消防本部の措置）
第1 飲食物の摂取制限、農林水産物の採取および出荷制限	第10節 緊急時被ばく医療計画
第2 飲食物の供給	第1 計画の方針
	第2 緊急被ばく医療体制
	第3 緊急被ばく医療措置
	被ばく患者の搬送先
	外部専門機関への要請
	安定ヨウ素剤の服用
	緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止 他
	第11節 警備および交通対策計画
	第1 計画の方針
	第2 警戒区域の設定等
	第3 災害警備対策（県警察本部の措置等）
	第4 交通規制対策（通行支障箇所の通報連絡 交通規制）
	第5 立入制限措置（県の講ずる措置 市町の講ずる措置）
	第12節 自発的支援の受入れ等
	第1 計画の方針
	第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ
	第13節 行政機関の退避

第4章 災害事後対策	
第1節 基本方針	第2節 緊急事態解除宣言後の対応
	第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
	第4節 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等
第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
第3節 影響調査の実施等	
第1 影響調査の実施	第1 災害地域住民の記録
第2 災害対策措置状況等の記録	
第4節 風評被害等の影響の軽減	
第5節 心身の健康相談体制の整備	
第6節 物価の監視	
第7節 各種制限措置の解除	
	第11節 復旧・復興事業からの暴力団排除